

広島県教育委員会規則第五号

広島県教育委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県教育委員会

委員長 大野

徹

広島県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

広島県教育委員会組織規則（平成九年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条豊かな心育成課の項に次の一号を加える。

十 広島県いじめ問題調査委員会に関すること。

「	義務教育指 導課	広島県教科用 図書選定審議 会	義務教育諸学校の教科用図書の 無償措置に関する法律（昭和三 十八年法律第八十二号）の規 定に基づき、義務教育諸学校の 教科用図書の採択について、教 育委員会の指導、助言又は援助 に関する重要事項を調査審議 し、必要なときは、教育委員 会に建議すること。
---	-------------	-----------------------	--

第六十三条の表中

を

文化財課	広島県文化財 保護審議会	文化財保護法（昭和二十五年法 律第二百十四号）の規定に基づ き、教育委員会の諮問に基 文化財の保存及び活用に関する 重要事項について調査審議し、 及び教育委員会に建議するこ と。
義務教育指 導課	広島県教科用 図書選定審議 会	広島県立美術館、広島県立歴史 民俗資料館及び広島県立歴史博 物館の運営に関し、教育委員会 の諮問に基き、意見を述べるこ と。
		義務教育諸学校の教科用図書の 無償措置に関する法律（昭和三 十八年法律第八十二号）の規 定に基づき、義務教育諸学校の 教科用図書の採択について、教 育委員会の指導、助言又は援助 に関する重要事項を調査審議 し、必要なときは、教育委員 会に建議すること。

に改め、同表高校教育指

導課の項の次に次のように加える。

豊かな心育 成課	広島県いじめ 問題調査委員 会	いじめ防止対策推進法（平成二 十五年法律第七十一号）第二十 八条第一項に規定する重大事態 のうち、調査が必要と知事又は 教育委員会が判断したものに ついて調査すること。
-------------	-----------------------	---

第六十三条の表文化財課の項を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する

る事項について調査審議する附属機関を置く。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。